

濃度測定結果の評価方法について

石綿の飛散防止対策の更なる強化について＜中間答申＞の抜粋

- ・「解体工事等毎に作業期間が異なること及び建築物等に使用される石綿の種類毎に毒性が異なること等から、有害大気汚染物質と同様に、大気中における石綿濃度の基準を設定するには、さらに検討が必要」
- ・「敷地境界等の基準は、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体作業等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当」



濃度測定結果の評価方法について

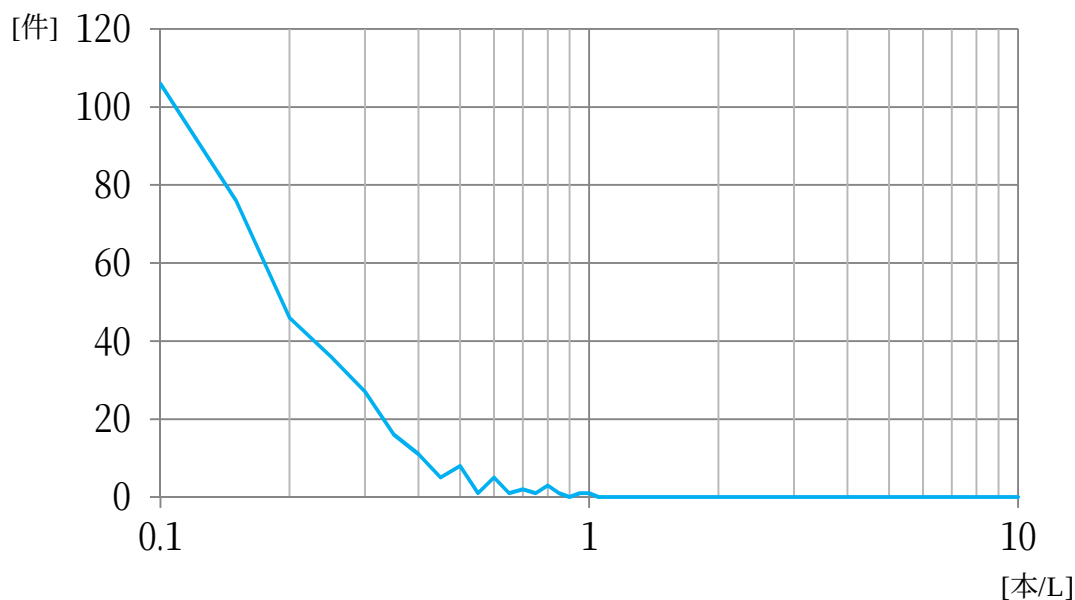
1. 石綿の飛散を防止することが目的であり、管理の対象物質は石綿が適当と考えられる。
2. 施行区画境界における大気中の石綿濃度及び集じん・排気装置の排気中の繊維数濃度等の評価について、特定建築材料の除去作業現場からは石綿を飛散させないことが原則であることから、一般環境大気中の石綿濃度を評価の基準とすることが適当である。

施工区画境界の石綿濃度の評価については、石綿除去作業中の施工区画境界の石綿濃度等を、同現場で作業前に実施した解体等工事による粉じん等の影響がない場所での石綿濃度と比較することが望ましいが、現在の分析処理能力や発注者の負担等を考慮し、一般的な大気環境中の石綿繊維数濃度と比較することが考えられる。

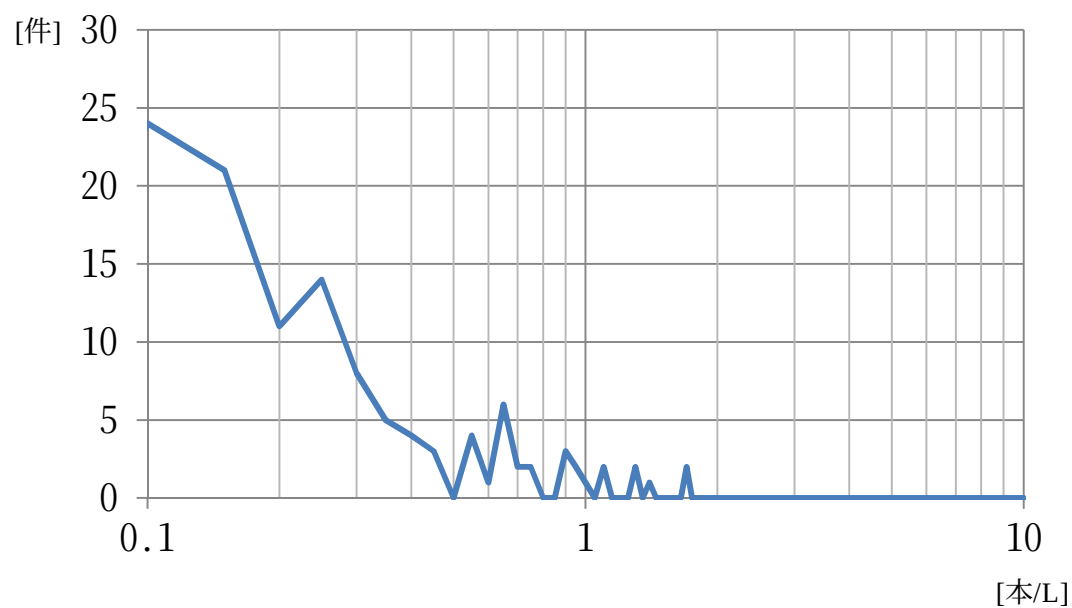
また、近年の一般大気中の総繊維数は 1 本/L 以下であることから、石綿繊維数濃度も 1 本/L 以下であるといえる。したがって、石綿繊維数濃度 1 本/L を石綿の飛散を防止するための評価の基準として設定することが考えられる。

環境省が平成 22 年度～24 年度に実施した大気中の総繊維数濃度の調査結果のうち、一般環境等における総繊維数濃度と検体数の関係表 1～3 に示す。

○一般大気環境（総繊維数濃度）



○建築物の解体等現場（敷地境界、施工区画等、総繊維数濃度）



○建築物の解体等現場（集じん・排気装置排気口、総繊維数濃度）

